契 約 変 更 理 由 書

神戸市

業　　務　　名	寺田町３丁目地区他汚水管改築更新工事

契約変更後の業務概要

・管きょ更生工	φ250mm　L＝	847.04m
・管きょ工（開削）	φ250mm　L=	2.40m
・マンホール工		１式
・取付管およびます工		１式
・付帯工		１式
・仮設工		１式

契約変更の理由

１．管きょ更生工の増工

　事前調査のみとなっている掘削規制路線の３路線について、事前調査の結果、取付管の掘削面積が小さいこと等から、道路管理者から掘削許可が得られたため、管きょ更生工が可能となった。そのため、増工となる。

　管きょ工（開削）の１路線について、大阪ガスとの協議の結果、布設替管路に地下埋設物（ガス管φ150、φ300）が近接しているため開削が困難であり、管きょ更生工に変更した。よって増工となる。

２．管きょ工（開削）の減工

　上記の理由により１路線が減工となる。

　事前調査の結果、更生工法に支障となる変形が見られたため、部分開削工を施工後、管きょ更生工を施工し、管きょ工（開削）が増工となる。

３．取付管およびます工

　事前調査の結果、布設替え等の対象箇所が減り、減工となる。

４．仮設工の増工

　警察協議及び現場状況から、交通誘導員が増え、増工となる。

５．前処理工の増工

　事前調査の結果、前処理が必要な箇所が増え、増工となる。

６．その他工種数量の増減は事前調査及び現地精査の結果による。

（公表様式第６号）